

農地法第3条の許可申請について

- 1 内 容 農地を耕作目的で権利の設定、移転をする場合に行う申請です。
 なお、譲受人は農作業に常時従事をしていることや、農地の全てを効率よく利用し、
 周辺農地への支障を及ぼすことがないことなどが要件となっています。
- 2 申請受付 毎月10日締切（土日祝祭日の場合は翌開庁日）
- 3 申請書 1部（農地法第3条の規定による許可申請書）
- 4 添付書類 以下のとおり（証明書類は申請前3カ月以内の原本とする）

（準備の際、口欄に✓してご確認ください。）

基本添付書類		
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 原本	…全部事項証明書に限る ^{注1)} 注2)	法務局
譲受人が市外の者の場合（法人を含む）		
<input type="checkbox"/> 住民票謄本（法人の場合は不要）	…外国籍である場合には、国籍の記載があるもの	
<input type="checkbox"/> 耕作証明書	…住所地の農業委員会が発行したもの	
<input type="checkbox"/> 農地等利用計画書	…様式が必要な場合は窓口に申し出てください。	
<input type="checkbox"/> 通作図	…自宅（営農の拠点）から申請地までの経路を示した地図	
譲渡人が市外の者の場合		
<input type="checkbox"/> 住民票抄本		
譲受人が法人の場合		
<input type="checkbox"/> 全部事項証明書（謄本）	…履歴事項証明書	法務局
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の写し		
<input type="checkbox"/> 農地賃貸借契約書の写し	…賃貸借契約の場合、農地所有適格法人以外の法人は要提出。様式有	
<input type="checkbox"/> 事業等の状況	…農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外用の様式があります。	
<input type="checkbox"/> 組合員名簿又は株主名簿の写し	…役職・氏名・住所等が記載されたもの	
譲受人が新規就農者の場合		
<input type="checkbox"/> 農地等利用計画書	…様式が必要な場合は窓口に申し出てください。	
代理人が申請する場合		
<input type="checkbox"/> 委任状	…第三者のほか譲渡人（貸人）、譲受人（借人）いずれかが1人で申請する場合も必要	
一括贈与の場合（納税猶予制度）		
<input type="checkbox"/> 戸籍抄本	…譲受人の戸籍抄本等（後継者であることがわかるもの）	市民課
<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	…対象農地が記載されていること	税務課
その他個別内容に応じて添付		
<input type="checkbox"/> 農業委員会が必要に応じて求めるもの		

注1) 登記事項証明書に記載されている住所と現住所と異なる場合は、戸籍附票または改正原戸籍等を添付

注2) 登記名義人が死亡している場合、相続関係が確認できる書面を添付

- 5 申請～許可のスケジュール
 毎月10日までに申請された案件は、農業委員会（毎月25日頃開催）で審議されます。
 許可となった案件については、許可書を交付する旨をお知らせしますので、窓口で許可書の交付を受けてください。
- 6 お願い 申請書提出後、その旨を担当農業委員へご連絡ください。